

秋田県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年10月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画道路事業3・3・72泉外旭川線
- 3 事業施行期間
平成20年9月26日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
秋田市泉菅野一丁目および二丁目地内
秋田市外旭川字水口および字八幡田地内
 - (2) 使用の部分
秋田市泉菅野一丁目地内
秋田市外旭川字大畑地内